

金沢労働基準監督署からのお知らせ

近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

ガイドラインの概要

事業者求められる取組み

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - ・経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - ・照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - ・健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - ・健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - ・集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - ・十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - ・再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練

労働者に求められる取組み

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- ・日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

「エイジフレンドリー補助金」のご案内

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します

- 1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費 高齢労働者の労働災害防止のための措置に必要な経費
【措置の例】
 - 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消
 - ・床や通路の滑り止め防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
 - 健康確保のための取組
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
 - 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育



※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。